

関係人口の創出・拡大に関する関係省庁連絡会議幹事会 運営要領

令和5年3月16日	関係省庁申合せ
令和5年6月28日	一部改正
令和6年10月3日	一部改正

1. 関係人口の創出・拡大に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官
構成員 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官
兼内閣府地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）
総務省自治行政局地域自立応援課長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
国土交通省国土政策局地方政策課長
観光庁観光地域振興部観光地域振興課長
観光庁観光地域振興部観光資源課長

2. 幹事会は、議長が招集する。
3. 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 幹事会は、非公開で行う。会議資料は原則として非公開とするが、議長が必要と認めた場合は、全部又は一部を公開することができる。
6. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。